

—都税についてのお知らせ—

～都内に住所等を有しない方へ～

## 不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、立川都税事務所資産税課不動産取得税担当（TEL：042-523-3171（代表））にお問い合わせください。

なお、固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。

